

## 浄土宗保育協会互助共済会規約

(名 称)

第1条 この会は浄土宗保育協会互助共済会（以下「本会」という）といい、事務所を浄土宗事務庁内におく。

(目 的)

第2条 本会は、浄土宗保育協会（以下「協会」という）に登録した会員をもって構成し、施設ならびに施設従事者に対し互助共済する事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的にあわせて、下記の事業を行う。

- 1 園創立 10 周年ごとに祝品の贈呈
- 2 施設従事者の国家表彰等受章者（児童福祉功労・幼児教育功労）に対して賞状ならびに記念品の贈呈。国家表彰には門主表彰、大臣表彰には総長表彰とする。
- 3 園災害の際、見舞い金の交付
- 4 施設従事者の死亡の際、設置者・園長に対しては弔辞又は弔電の送付ならびに供花又は供物の交付、また職員に対しては供花の交付
- 5 その他申請により功労者の表彰（5,000 円にて賞状ならびに記念品の贈呈）
- 6 職員の永年勤続表彰（別記 教職員永年勤続表彰細則・表彰者推薦書）
- 7 その他必要と認める事業

2、前項 1～6 については、三役がその都度決定し、執行する。ただし前項 7 については、常任理事会において執行する。

(交付の手続き)

第4条 前条の交付を受けるときは、本会所定の手続きによる。

- 1 前条 1 から 5 については、交付申請書の提出又必要に応じ報告書の提出
- 2 前条 6 については、永年勤続表彰者推薦書提出

2、交付を受ける会員は、前年度までの会費清納園に限る。

(経 費)

第5条 本会の運用資金は会費・寄付金・助成金による

2、本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日終る。

(会 費)

第6条 本会の会費は年額 1,000 円とし、協会会費と同時に収納するものとする。

(決 算)

第7条 本会の決算は、監査を経て理事会の承認を得る

(規約の改廃)

第8条 この規約は、協会の理事会において改正することができる。

附 則

1. 本会の規約は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会の規約は、平成 8 年 2 月 2 日に、一部改正する。
3. 本会の規約は、平成 9 年 2 月 14 日に、一部改正する。
4. 本会の規約は、平成 17 年 5 月 17 日に、一部改正する。
5. 本会の規約は、平成 20 年 5 月 26 日に、一部改正する。
6. 本会の規約は、令和元年 5 月 20 日に、一部改正する。